# 計量法附則第十九条第一項の日を定める政令 （平成五年政令第三百三十号）

##### １

計量法（以下「法」という。）附則第十九条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる特定計量器を製造する者については、当該各号に定める日とする。

* 一  
  タクシーメーター  
    
    
  平成九年五月一日
* 二  
  皮革面積計  
    
    
  平成十年五月一日
* 三  
  密度浮ひょう  
    
    
  平成十年五月一日
* 四  
  最大需要電力計  
    
    
  平成十年十月三十一日
* 五  
  電力量計  
    
    
  平成十年十月三十一日
* 六  
  無効電力量計  
    
    
  平成十年十月三十一日
* 七  
  照度計  
    
    
  平成九年五月一日
* 八  
  騒音計  
    
    
  平成八年五月一日
* 九  
  振動レベル計  
    
    
  平成八年五月一日
* 十  
  浮ひょう型比重計  
    
    
  平成十年五月一日

##### ２

法附則第十九条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる特定計量器を製造する者については、法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分ごとに、当該各号に掲げる日のいずれか通商産業省令で定めるものとする。

* 一  
  質量計  
    
    
  平成六年五月一日、平成九年五月一日又は平成十年五月一日
* 二  
  温度計  
    
    
  平成七年五月一日又は平成十年五月一日
* 三  
  体積計  
    
    
  平成七年五月一日、平成八年五月一日又は平成九年五月一日
* 四  
  アネロイド型圧力計  
    
    
  平成六年五月一日又は平成八年五月一日
* 五  
  熱量計  
    
    
  平成七年五月一日又は平成十年五月一日
* 六  
  濃度計  
    
    
  平成六年五月一日、平成八年五月一日、平成九年五月一日又は平成十年五月一日

# 附　則

この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。